

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1 事業目的・概要

令和5年12月に国の策定したこども未来戦略の加速化プランに基づき、全ての子育て世帯に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化として、通常の保育所等の利用要件（就労等）に該当しない世帯に月10時間の間で時間単位で柔軟に利用できる制度を実施することにより、在宅で子育てをする世帯の保護者の孤立感や育児疲れの解消やこども自身の家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会、年齢の近いこどもとの関わりによる成長発達につながることを目的とします。（全国の自治体において必ず実施する必要があります）

令和8年4月1日より事業を実施（実施事業者への給付制度）

- 【対象】 6か月～満3歳未満の保育所等に通っていない未就園のこども（保護者の就労などの保育要件は問わない）
- 【利用可能時間】 1人月10時間の利用を上限（月に利用した施設が複数であっても、合計月10時間上限）
- 【実施可能施設】 保育所、認定こども園、幼稚園等
- 【実施形態】 専用に定員を設定し受け入れする「一般型」と既存保育の定員の範囲内で受け入れする「余裕活用品」の2種類
- 【利用者負担】 1時間あたり300円（世帯状況による減額措置あり）
※施設設定標準額



2 実施施設の「認可」と「確認」

事業の実施にあたっては、児童福祉法に基づく「認可」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」が必要となります。

※「認可」… 設備・運営の基準に関する審査 「確認」…市からの給付対象となる施設としての審査

令和8年4月1日からの実施施設

施設名	所在	施設類型	実施形態	利用定員（人/日）			
				0歳	1歳	2歳	計
認定こども園桂岡幼稚園	小樽市桂岡町5-16	認定こども園	一般型（専用）	3	3	3	9
認定こども園さくら幼稚園	小樽市桜1-5-1	認定こども園	一般型（合同）	3	3	3	9
日赤保育所	小樽市緑1-9-9	保育所	余裕活用品	3	3	3	9
中央幼稚園	小樽市富岡1-4-13	幼稚園	一般型（専用）	-	-	6	6

市町村による審査において、法令に基づき子ども・子育て会議にて意見聴取する。